

令和 7 年 3 月 6 日

第2回片品村議会会議録

利 根 郡 片 品 村

令和 7 年第 2 回片品村議会定例会会議録第 1 号

議事日程 第 1 号

令和 7 年 3 月 6 日（木曜日）午前 10 時 00 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 常任委員長視察報告
- 日程第 4 議案第 10 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 11 号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 12 号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 13 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 14 号 片品村奨学基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 15 号 片品村学校体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 16 号 片品村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 17 号 片品村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 18 号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 同意第 1 号 片品村教育委員会委員の任命について
- 日程第 14 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 15 議案第 19 号 令和 6 年度片品村一般会計補正予算（第 6 号）について
- 日程第 16 議案第 20 号 令和 6 年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 17 議案第 21 号 令和 6 年度片品村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 18 議案第 22 号 令和 6 年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 19 議案第 23 号 令和 7 年度片品村一般会計予算について
- 日程第 20 議案第 24 号 令和 7 年度片品村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 21 議案第 25 号 令和 7 年度片品村介護保険特別会計予算について

- 日程第 2 2 議案第 2 6 号 令和 7 年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について
日程第 2 3 議案第 2 7 号 令和 7 年度片品村簡易水道事業会計予算について
日程第 2 4 議案第 2 8 号 令和 7 年度片品村下水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 常任委員長視察報告
日程第 4 議案第 1 0 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第 5 議案第 1 1 号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 6 議案第 1 2 号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 7 議案第 1 3 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 8 議案第 1 4 号 片品村奨学基金条例の一部を改正する条例について
日程第 9 議案第 1 5 号 片品村学校体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第 1 0 議案第 1 6 号 片品村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 1 議案第 1 7 号 片品村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 1 2 議案第 1 8 号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
日程第 1 3 同意第 1 号 片品村教育委員会委員の任命について
日程第 1 4 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 1 5 議案第 1 9 号 令和 6 年度片品村一般会計補正予算（第 6 号）について
日程第 1 6 議案第 2 0 号 令和 6 年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
日程第 1 7 議案第 2 1 号 令和 6 年度片品村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
日程第 1 8 議案第 2 2 号 令和 6 年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
日程第 1 9 議案第 2 3 号 令和 7 年度片品村一般会計予算について

- 日程第 2 0 議案第 2 4 号 令和 7 年度片品村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 2 1 議案第 2 5 号 令和 7 年度片品村介護保険特別会計予算について
- 日程第 2 2 議案第 2 6 号 令和 7 年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 2 3 議案第 2 7 号 令和 7 年度片品村簡易水道事業会計予算について
- 日程第 2 4 議案第 2 8 号 令和 7 年度片品村下水道事業会計予算について

会議録1号用紙

片品村議会会議録				第 1 日
令和 7 年 3 月 6 日				
出席議員 12 名		欠席議員 0 名		欠員 名
第 1 番	小	林	政 彦	(出 席)
第 2 番	小	柳	紀 一	(出 席)
第 3 番	萩	原	和 典	(出 席)
第 4 番	萩	原	正 信	(出 席)
第 5 番	狩	野	孝 夫	(出 席)
第 6 番	北	澤	佳 子	(出 席)
第 7 番	星	野	吉 弥	(出 席)
第 8 番	千	明	勉	(出 席)
第 9 番	後	藤	眞 平	(出 席)
第 10 番	高	山	悦 夫	(出 席)
第 11 番	星	野	栄 二	(出 席)
第 12 番	飯	塚	美 明	(出 席)

説明のために出席した者の職氏名

村 長	梅 澤 志 洋
副 村 長	金 子 賢 司
教 育 長	萩 原 明 富
総 務 課 長	梅 澤 康 明
住 民 課 長	須 藤 錦 作
保 健 福 祉 課 長	鎬 木 勲
農 林 建 設 課 長	中 村 学
むらづくり観光課長	狩 野 久 良
教育委員会事務局長	星 野 孝 行
会 計 管 理 者	星 野 照 子

事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長	大 竹 篤 保
主 任	狩 野 真 里 恵

議長（萩原正信君） ただいまから、令和7年第2回片品村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

午前10時09分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（萩原正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、12番 飯塚美明君及び1番 小林政彦君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（萩原正信君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月14日までの9日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月14日までの9日間に決定しました。

日程第3 常任委員長視察報告

議長（萩原正信君） 日程第3、常任委員長視察報告の件を議題とします。

本件について、総務観光常任委員長の報告を求めます。

総務観光常任委員長 小林政彦君。

（総務観光常任委員長 登壇）

総務観光常任委員長（小林政彦君） 今期定例会までに本委員会が行った行政視察について、次のとおり報告いたします。

視察の期間は、令和7年2月12日から14日までの3日間です。

視察の場所は、台湾台北市及び桃園市です。

視察の目的は、（1）片品中学校交流先表敬訪問について、（2）桃園ランタンフェスティバルについてです。

次に、視察の概要ですが、まず（1）片品中学校表敬先訪問についてです。

台北市は、台湾北部に位置し、人口約250万人、面積約272キロ平方メートルで、

台湾最大の都市圏である台北都市圏の中核都市であり、アジア屈指の世界都市でもあります。

訪問先の幼華雙語國民中學は、台北市にある私立の中高一貫校で、生徒数は中高合わせて約800名の学校になります。今回は、校長先生を始め数名の先生と意見交換を行い、学校施設等も見学させていただきました。また、日本には観光を兼ねて毎年来ており、中学校訪問を行っているとのこと。今年1月には、日本語コースの生徒約40名が片品中を訪問し、2年生と交流体験を行いました。さらに8月には片品中の生徒が台湾に行き、現地の生徒たちと体験交流を行う予定になっています。

(2) 桃園ランタンフェスティバルについては、桃園市は台湾北西部の台北都市圏に隣接する台地に位置し、北西から東南にかけて市域が伸びており、東南部は海拔300メートル以上の丘陵地帯となっていて、2025年の「台湾ランタンフェスティバル」に選ばれた都市です。ランタンフェスティバルは、「千の池と桃園に集まる光」をコンセプトに親子と文化が融合した光の饗宴を創り出し、光と影により幸せな都市演出を行っており、展示期間は2月12日の点灯式から2月23日までとなっております。

メインランタンエリアを始め、池の都へようこそ、青春ライトシアター、シティースポットライト、活力発光ステーション、幸福の光大満足と、全部で6つのエリアに分かれており、工芸、竹細工、インタラクティブな科学技術、技術と伝統工芸を結びつけ、野球場を見下ろすコンセプトでランタンエリアを分けているそうです。

次に、視察の結果ですが、表敬訪問先で現地の学校に伺い先生方と意見交換をする中で、学校交流や生徒同士が自分たちで考えた体験をしていくことで、長く交流を続けていくことができれば、いずれは生徒同士はもとより片品村民と台湾の方との観光交流にもつながっていくのではないかと感じました。

台湾ランタンフェスティバルは、台湾が主催で実施されていますが、その年により開催場所が変わっていくとのこと。台湾の一大イベントとして今年度は桃園市で開催され、光の芸術やショーなど、台湾そして桃園市らしさがたくさん見られました。

片品村においても、規模は小さくても毎年各区まわりで片品らしいランタンイベントのようなものを開催したり、また越本御神火祭に合わせて開催することができれば、村の観光の一つの目玉になり、たくさんの方に来村していただけるのではないかと思います。

最後になりますが、このたびの視察で巡った台湾の観光地は、ほとんどパンフレットがなく、QRコードによる案内になっていました。ペーパーレス化やグローバル化を進める上で、片品村においても、QRコードによる案内が必要だと強く感じました。

以上で、総務観光委員会の行政視察報告を終わります。

議長（萩原正信君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで常任委員長の報告を終わります。

日程第４ 議案第１０号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議長（萩原正信君） 日程第４、議案第１０号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第１０号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

今回の制定は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、自由刑のうち「懲役」及び「禁錮」が廃止され、「拘禁刑」に一本化されるため、関係条例中の用語を整理する条例の制定をお願いするものでございます。

なお、附則につきましては、この条例の施行期日を令和７年６月１日に定めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第11号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（萩原正信君） 日程第5、議案第11号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第11号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、男女共に仕事と育児・介護を両立できるようにするため、国が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正を行ったことに伴い、国家公務員に準じ、職員の超過勤務免除の対象となる子の範囲の拡大と、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備について対応するため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

なお、附則につきましては、この条例の施行期日を令和7年4月1日に定めるものでございます。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第11号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 片品村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第12号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（萩原正信君） 日程第6、議案第12号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第12号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、

提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正されたことに伴い、引用する法律の条文及び項番号を変更するため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

なお、附則につきましては、この条例の施行期日を令和7年4月1日に定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第12号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第13号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（萩原正信君） 日程第7、議案第13号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第13号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、片品村が職員を派遣することができる団体に「片品村森林組合」を加えるため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

なお、附則につきましては、この条例の施行期日を令和7年4月1日に定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第13号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第14号 片品村奨学基金条例の一部を改正する条例について

議長（萩原正信君） 日程第8、議案第14号 片品村奨学基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第14号 片品村奨学基金条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、片品村奨学基金の取扱いの変更に伴い、条例の一部改正をお願いするものでございます。改正の内容につきましては、奨学資金貸与のため積立てた基金を、教育振興のため必要と認められる場合にこれを処分できる規定を新たに追加するものでございます。

なお、附則につきましては、この条例の施行期日を公布の日からに定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第14号 片品村奨学基金条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 片品村奨学基金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第15号 片品村学校体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例について

議長（萩原正信君） 日程第9、議案第15号 片品村学校体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第15号 片品村学校体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、片品村学校体育施設使用料の取扱いの変更に伴い、条例の一部改正をお願いするものでございます。

改定の主な内容につきましては、長年使用料について見直しや改訂をしていないこと、また、近年の電気代や燃料費の高騰に伴い、使用料の改訂を行い現行の使用料を第3条の別表1に改めるものでございます。

なお、附則につきましては、この条例の施行期日を令和7年4月1日に定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第15号 片品村学校体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 片品村学校体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第16号 片品村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議長（萩原正信君） 日程第10、議案第16号 片品村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第16号 片品村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、片品村土出グラウンドに人工芝を設置したことに伴う施設の名称及び使用料の変更、また、社会体育施設全体の使用料の取扱いの変更に伴い、条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正の主な内容につきましては、第一に、片品村民運動場及び片品村スモールヒルジャンプ台を条例の規定から削除するものであります。第二に、片品村土出グラウンドの名称を人工芝設置に伴い、「片品村土出人工芝グラウンド」と名称を変更するものであります。第三に、社会体育施設全体についても、長年使用料の見直しや改訂をしていないこと、また、近年の電気代や燃料費の高騰に伴い、併せて使用料の改訂を行い、現行の使用料を第6条の別表1に改めるものでございます。

なお、附則につきましては、この条例の施行期日を令和7年4月1日に定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第16号 片品村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 片品村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 1 7 号 片品村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定
介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（萩原正信君） 日程第 1 1、議案第 1 7 号 片品村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第 1 7 号 片品村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、介護保険施行規則の改正に伴い、地域統括支援センターの引用規定が変更となったため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

なお、附則につきましては、この条例の施行期日を公布の日から定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第17号 片品村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 片品村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第18号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

議長（萩原正信君） 日程第12、議案第18号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第18号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、県の要綱改正に伴い、利用者の返済負担軽減のための対策として、融資の借換制度を引き続き1年間利用できるよう、条例の一部改正をお願いするものでございます。

なお、附則につきましては、この条例の施行期日を令和7年4月1日に定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第18号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第13 同意第1号 片品村教育委員会委員の任命について

議長（萩原正信君） 日程第13、同意第1号 片品村教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

同意第1号 片品村教育委員会委員の任命について、提案の説明を申し上げます。

片品村教育委員会委員、大竹光一氏の任期が令和7年3月31日に満了になるため、引き続き大竹光一氏に教育委員をお願いするものであります。

大竹光一氏は、人格並びに教育に関する識見とも適任者であると思いますので、ご審議の上、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、同意第1号 片品村教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号 片品村教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第14 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（萩原正信君） 日程第14、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案の説明を申し上げます。

現委員であります千明ふさ子氏の任期が令和7年3月31日で満了となるため、引き続き千明ふさ子氏を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

なお、推薦に当たりましては75歳未満であること、人格、識見等が推薦基準に適合しておりますので、ご審議の上、ご承認をいただけますようお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり答申することに決定しました。

日程第15 議案第19号 令和6年度片品村一般会計補正予算（第6号）について

日程第16 議案第20号 令和6年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第17 議案第21号 令和6年度片品村介護保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第18 議案第22号 令和6年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2

号) について

議長（萩原正信君） 日程第15、議案第19号 令和6年度片品村一般会計補正予算（第6号）についてから日程第18、議案第22号 令和6年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてまでの以上4件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第19号から議案第22号までの令和6年度片品村一般会計及び各特別会計の補正予算について、提案の説明を申し上げます。

議案第19号 令和6年度片品村一般会計補正予算（第6号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,234万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億510万3,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、地方交付税、諸収入の増額及び国庫支出金、基金繰入金の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費、教育費の増額及び衛生費、農林水産業費の減額であります。

主な補正の内容は、庁舎及び学校給食センター建設に向けた基金積立金の計上、片品村生活支援対策事業における低所得世帯等給付金関係の減額、県営牛の平土地改良事業の負担金の減額、その他各種事業の完了に伴う調整等であります。

繰越明許費につきましては、小規模農村整備事業、白井沢地区水路整備工事のほか、8件でございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第20号 令和6年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,949万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,617万2,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税、県支出金の減額及び繰入金の増額で

あります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費及び保健事業費の減額であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第21号 令和6年度片品村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,679万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,741万8,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金の増額、支払基金交付金及び繰入金の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費の減額及び基金積立金の増額であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第22号 令和6年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ225万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,994万9,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増額であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 議案第19号から議案第22号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

日程第19 議案第23号 令和7年度片品村一般会計予算について

日程第20 議案第24号 令和7年度片品村国民健康保険特別会計予算について

日程第21 議案第25号 令和7年度片品村介護保険特別会計予算について

日程第22 議案第26号 令和7年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について

日程第23 議案第27号 令和7年度片品村簡易水道事業会計予算について

日程第24 議案第28号 令和7年度片品村下水道事業会計予算について

議長（萩原正信君） 日程第19、議案第23号 令和7年度片品村一般会計予算についてから日程第24、議案第28号 令和7年度片品村下水道事業会計予算についてまでの以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第23号から議案第28号までの令和7年度片品村一般会計及び各特別会計並びに各事業会計の予算について、提案の説明を申し上げます。

議案第23号 令和7年度片品村一般会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億4,200万円にお願いするものでございます。前年度の当初予算と比較すると1,900万円、0.45%の増額であります。

令和7年度の主要事業といたしましては、地域通貨「おぜだっペイ」を使ったキャンペーン事業を引き続き実施し、当村への転入者及び新生児への応援としてポイントを付与するなど、地域通貨をさらに活用した事業を展開し、地域経済の支援を行います。

また、村有財産の有効活用を図るため、村有林を市場やバイオマス発電用に売却し収益化を図ります。

観光の面では、アジア向けインバウンド広告宣伝として、国際線のバンコク、シンガポール、ソウル便の客席に片品村のパンフレットを常設し片品村への関心を高め誘客を図ります。

コロナ禍で疲弊した宿泊業に対しては、前年に引き続き、合宿支援事業を行います。

子育て・教育面においては、保育所の給食を主食を含めた完全無料化を新たに行い、子育て世帯を手厚くサポートいたします。

国のGIGAスクール構想により、小中学校の全児童生徒が使用しているタブレット端末の更新を行います。

中学生の海外派遣事業につきましては、外国の自然や文化、社会に触れてもらい、生徒たちの国際理解や国際感覚の基礎を培うため引き続き実施をいたします。

村の主産業である農業振興においては、国や県の補助制度を活用し、施設や機械の購入を補助することで、認定農業者など、意欲のある農業の担い手を育成します。また、県営事業である「牛の平地区利水施設保全高度化事業」についても、令和7年度の営農開始に向け引き続き実施してまいります。

林業関係では、令和4年度に上尾市、令和6年度に蕨市とカーボンオフセットを目的に締結した協定により、二酸化炭素排出削減に向けた森林整備を進めてまいります。

住民が安心して暮らしていくためのインフラ整備として、橋梁長寿命化計画に沿い、桐の木橋や小川橋の修繕工事を開始し、各地区からの重点要望事項についても、多くを実施できるよう計画的に事業を進めてまいります。

日々目まぐるしく変化する社会情勢の中ではありますが、本村では、今を生きる世代、これからを担う世代など各世代の方に向け、ソフト面からハード面まで幅広く予算措置を行いました。

厳しい予算の中ではありますが、ふるさと納税の更なる充実を図るなど、自主財源の確保に努めるとともに、村民の声に耳を傾けながら、これからも健全な財政運営に取り組んでまいります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第24号 令和7年度片品村国民健康保険特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,546万5,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税、県支出金および繰入金であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費、国民健康保険事業納付金及び保健事業費であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第25号 令和7年度片品村介護保険特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,483万6,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、保険料、国庫支出金及び支払基金交付金であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費及び地域支援事業費であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第26号 令和7年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,825万2,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料及び繰入金であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費及び後期高齢者医療広域連合納付金であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第27号 令和7年度片品村簡易水道事業会計予算について、提案の説明を申し上げます。

収益的収入は1億2,909万5,000円、収益的支出は1億2,810万8,000円、資本的収入は565万7,000円、資本的支出は1,499万2,000円でご

ざいます。

なお、一般会計繰入金は2,538万8,000円を予定しており、3条予算に1,973万1,000円を計上し、4条予算に565万7,000円を計上しております。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第28号 令和7年度片品村下水道事業会計予算について、提案の説明を申し上げます。

収益的収入は2億1,311万4,000円、収益的支出は2億1,311万4,000円、資本的収入は4,839万4,000円、資本的支出は6,933万8,000円でございます。

なお、一般会計繰入金は9,387万4,000円を予定しており、3条予算に8,626万円を計上し、4条予算に761万4,000円を計上しております。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 議案第23号から議案第28号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

議長（萩原正信君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで延会します。

午前11時53分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

片品村議会議長 萩原正信

片品村議会議員 飯塚美明

片品村議会議員 小林政彦